

相談支援サービスの重要事項説明書

本事業所では、契約者に対して障害者総合支援法に基づく相談支援サービスを提供します。この書類は、ライブアシスト相談支援事業所（以下、「事業者」）と相談支援サービスの利用を希望する方に、利用契約内容（利用契約書全16条）と利用方法の注意点を明らかにした説明書です。なお、本事業及びサービスの契約は、社会福祉法第76条に基づき行われるものです。

1. 事業者

【名 称】 株式会社ライブアシスト
【所 在 地】 〒683-0047 鳥取県米子市祇園町1丁目25
【電 話 番 号】 0859-33-4700 (FAX) 0859-33-4701
【代表者氏名】 代表取締役 木下 須賀子

2. 事業所の概要

【支 援 の 別】 指定計画相談支援
【事業所の番号】 3130201407
【事業の目的】 障がい者及びそのご家族や保護者などの生活問題に関する相談に応じ、当事者が主体となり課題を解決し自己実現できるよう、必要な情報提供及びソーシャルワークを目的とする。
【事業所の名称】 ライブアシスト相談支援事業所
【事業所所在地】 〒683-0047 鳥取県米子市祇園町1丁目25
【電 話 番 号】 0859-33-4700 (FAX) 0859-33-4701
【事業所管理者】 木下 須賀子
【事業運営方針】 ①心身の機能障害を持つ当事者（以下「当事者」という）などの相談に応じ、当事者主体の自律、自立した日常、社会生活を営めるよう支援する。
②相談支援体制を充実し、課題に応じた連携を諸分野の機関、資源の活用に努める。
③当事者、ご家族や保護者の要望・意思を尊重するために情報を共有し十分な説明に努める。
【事業所開設日】 平成30年4月1日

3. 事業実施地域 通常は、米子市・境港市とする。

4. 営業時間

【営 業 日】 火曜日・木曜日（ただし、国民の祝日、12月28日から翌年1月3日までを除く。）
【営業時間】 午前9時～午後6時

5. 職員体制 （職員配置状況）

【事業の管理者】 1名（兼務）
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
【相談支援専門員】 3名（常勤職員 兼務3名）
相談支援専門員は生活全般に関する相談、サービス等利用計画の作成に関する業務を行うものとする。
【事務職員】 1名（常勤職員 1名）
事務職員は、事務運営に必要な事務を行う。

6. サービス利用の進め方と留意事項（利用契約書第2条から6条関連）

【サービス内容/その1】

相談支援専門員（以下「専門員」という）の特定と相談支援計画の作成相談支援を進めるにあたって、担当専門員を決定する。専門員について、お気づきの点やご要望は遠慮なく相談ください。また、専門員を変更する場合は、あらかじめ当事者、ご家族や保護者に説明し不利益が生じないよう配慮する。
専門員は、ケースワーク、相談支援計画作成等に当たって、保健、医療、福祉、就労、教育、生活などのサ

ービスを適切かつ総合的、効率的に享受するために、利用者、ご家族や保護者とともに次のことを行う。

- ① 当事者、ご家族や保護者の解決すべき課題、望む生活を理解、把握し共有する。
- ② 当事者、ご家族や保護者が望む生活を実現するため、また、課題を自らが解決できるようサポートし、総合的な相談支援計画を作成する。
- ③ 総合的なサービス計画では、望む生活、課題の明確化、援助の方針、利用するサービスの種類、内容、量、及び利用料など、自立・自律するために必要な留意点を明らかにし、それらを記載した相談支援計画の案を作成する。
- ④ 作成した相談支援計画の案を、当事者、ご家族や保護者とともに検討し、同意を得た上で決定する。

【サービスの内容／その2】 サービスの進め方

- ① 相談支援計画が有効で効果的か、必要に応じて進捗状況を把握する。
- ② サービス提供する事業者などと連絡調整（計画に沿った提供状況など）をする。

【サービスの内容／その3】 相談支援計画の変更

- ① 相談支援計画は、当事者、ご家族や保護者の適切なサービスが提供できるよう変更することができると。
- ② 変更にあたっては、当事者、ご家族や保護者、専門員、サービス提供をする事業者の総意と合意に基づき進める。

7. 相談支援サービスなどの利用料金（利用契約書第7条関連）

相談支援サービスの利用料金は、事業者が市町村から障害者総合支援法に基づく相談支援計画費を受領する場合は、利用者自己負担はない。ただし、相談支援サービスを提供するにあたって、交通費などの実費が発生した場合はその限りではない。

8. 虐待防止について

当事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じている。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定 【虐待防止責任者】管理者 木下 須賀子
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

9. 損害賠償など（利用契約書第10条関連）

事業者は、サービス提供によって事故が生じた場合は、速やかに都道府県、市町村、当事者、家族などに連絡し、必要な措置を講じる。

10. その他運営に関する重要事項

- ① 事業所は、適切な相談支援が提供できるよう相談支援専門員の業務体制を整備するとともに、相談支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を確保する。
- ② 相談支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ③ 相談支援専門員であった者が事業所の相談支援専門員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持する。
- ④ 事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存する。
- ⑤ 事業所は、従業員、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備する。

11. 苦情などの受付と解決（利用契約書 15 条関連）

当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

【相談係】 (担当者) 職名 代表取締役 木下須賀子 [電話] 0859-33-4700

【受付時間】 毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00

【行政その他の苦情受付機関】

米子市 障がい者支援課 〒683-8686 鳥取県米子市加茂町1丁目1番地

(市役所本庁舎1階 9番窓口)

電話 0859-23-5153 FAX 0859-23-5393

受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分まで

年 月 日

相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

相談支援専門員

説明者職名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 _____ 印 _____

代筆者 住所

氏名 印

(続柄)